

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）見直しの方向性について

現在県議会において、滋賀県県産材の利用の促進に関する条例の制定に向け議論が進められており、この新たな条例案では具体的な施策等を規定する基本計画の策定が求められているところ。このため今回、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）（以下「基本計画」という。）に、新たな条例案に基づく施策等を盛り込む改定を行う。

1 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の概要

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）。基本構想や部門計画と調和させるとともに、森林法に基づく地域森林計画と整合を図る。

（2）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

2 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）見直しの方向性

（1）見直しの背景

- ・滋賀県県産材の利用の促進に関する条例の制定に向けた議論
- ・ウッドショックなど市場の混乱への対応
- ・滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例を踏まえた森林吸収源の確保
- ・第72回全国植樹祭開催を契機とした森林づくりや県産材利用に向けた機運の高まり

（2）見直しの方向性案

- ・利用期を迎え充実する人工林資源への主伐・再生林による循環利用の一層の推進
- ・航空レーザ計測など詳細なデータやICTを活用するスマート林業の推進
- ・木材流通センターの機能強化を通じた県産材流通の効率化・競争力強化
- ・将来の県産材需要を見据えた県内製材工場のあり方の検討
- ・一般住宅、公共建築物をはじめ、民間非住宅分野への活用による県産材需要の拡大
- ・J-クレジットや空間活用など、木材だけではなく森林の価値の活用
- ・子供から大人まであらゆる世代に対するしが木育の推進、木材を利用する歴史・文化への理解の促進
- ・県産材の生産・加工・流通の各段階における人材の確保・育成等の推進 等

3 これまでの取組と今後の予定

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和4年 | 12月 | 森林審議会に、基本計画見直しの諮問 |
| 令和5年 | 2月 | 森林審議会（基本計画見直しの方向性） |
| 令和5年 | 3月 | 琵琶湖・CO ₂ ネットゼロ対策特別委員会に基本計画見直しの方向性について報告（今回） |
| 令和5年 | 3月 | ～令和5年5月 業界や県民等に対し意見交換等の実施 |
| 令和5年 | 4月 | 森林審議会（基本計画見直しの骨子案） |
| 令和5年 | 6月 | 森林審議会（基本計画見直しの素案） |
| 令和5年 | 7月 | 環境・農水常任委員会に基本計画（改定案）について報告 |
| 令和5年 | 7月 | 森林審議会から、基本計画見直しの答申 |

令和5年 8月 ～9月 県民政策コメント

令和5年 10月 環境・農水常任委員会に基本計画（改定案）修正について報告

令和5年 11月 基本計画（改定）について公表

4 森林審議会が出された主な意見

（林業）

- ・主伐・再造林の機運が高まっていない。引き続き森林所有者への働きかけと機運醸成が必要。
- ・再造林の際、シカの食害が障害となるため、ICT等を活用した一層の捕獲を進めるべき。

（木材産業）

- ・大規模製材工場について、官民一体となって JAS 認定の製材工場を検討するべき。
- ・他府県の後追いをするのではなく、交通の要衝である滋賀県の強みを捉え、県内の中小工場を活かすべき。
- ・大規模製材工場と中小製材工場は、生産品目等で住み分けを行うべき。
- ・中小製材工場は、広葉樹資源も活用し差別化を図ることも必要。

（木育）

- ・木育拠点施設だけでなく、多くの人に参加できる巡回イベントも継続すべき。
- ・子どもだけでなく大人まで対象にすることが必要。
- ・展示だけでなく、木製品を気軽に購入できる場所が必要。